

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

陸前高田市長 佐々木 拓

市町村名 (市町村コード)	陸前高田市 (032107)
地域名 (地域内農業集落名)	下矢作地区 (雪沢、嶋部、寺前、元屋敷、諏訪、片地家、打越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- 山間部であることから、日照時間が少ない。
- 高齢化が進み、若手農家が少ない。
- シカなどによる農作物被害が多い。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- 機械利用組合を中心とした水稻及び水稻以外の作物への取組を進める。
- 新規就農者の育成による後継者の確保を進める。
- 地域で採れた野菜を漬物などに加工販売する。
- 集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取組む。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- 機械利用組合を中心とした水稻及び水稻以外の作物への取組を進める。
- 新規参入を促進して新規参入者に集積・集約化する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- 農業をリタイヤ・経営転換する人及び担い手の分散錯囲を解消するために利用権を交換しようとする人は原則として農地中間管理機構に貸付ける。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- 担い手が作業しやすい環境作りを検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- 関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着までの取組を展開する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- 地域内で農作業の効率化及び遊休農地の発生防止を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落ぐるみによる鳥獣被害対策に取り組む。
- ⑦中山間事業等による集落ぐるみの取組を継続し、農地を維持する。
- ⑩地域で栽培した農産物を加工販売する。
- ⑩機械利用組合において定年帰農者などの育成を行い、組合活動の継続を図る。